有斐閣法律用語辞典〔第5版〕

法令用語研究会 編

2020年12月発売／1224頁／本体5200円＋税
四六判／上製箱入

実務　法曹　法務

詳細を見る

編集担当者から　約8年ぶりの改訂となりました。有斐閣のもう一つの辞典『法律学小辞典』が一つの言葉を掘り下げて解説しているのに対し，この『法律用語辞典』は，主に法令で使われている言葉を広く採り上げ，端的に解説したものになっています（収録項目数は約1万4000項目で，『法律学小辞典』の約1.6倍）。

今回の改訂では約300項目を削り，約600項目を追加しました。追加項目は例えば「暗号資産」「強制性交等罪」「金融サービス仲介業」「存立危機事態」「特定秘密」「特別寄与料」など。法改正によって使われなくなった語も，読者の便宜上，すぐには収録から外さないようにしています。

「及び」「並びに」，「その他」「その他の」の使い分け方，「直ちに」「速やかに」「遅滞なく」の違い，「してはならない」「することができない」の使われ方など，法令特有の用語の解説も充実。お仕事で少しでも法令の文書に関わる方にとって，頼りになる一冊となることでしょう。（TS）

Point!

P　法律用語の“国語辞典”です。

しゅうほうえ　559

一の原則ともいう。総計予算主義を実効的にするために定められる。↓歳入歳出混同の禁止

しゅうにゅうやく【収入役】 ⇒会計管理者

しゅうにん【就任】 一定の職又は地位に就くこと。一定の任命権者の任命行為による場合と、選挙による場合とがある。「就職」が何らかの職業に就くことをいうのが多いのに対し、「就任」は何らかの仕事を行う上において一定の職又は地位に就くことをいうのが一般的である。

じゆう-にんよう【自由任用】 国家公務員法や地方公務員法における競争試験又は選考による任用の原則に対し、任用の方法に特に規制がなく、任命権者の自由に委ねられている任用。現行法上、国務大臣、副大臣、大臣政務官のように、若干の条件はあるものの、その選定方法が原則として定まっていない官職について、この概念が当てはめられている。

しゅうのう【収納】 [1]国又は地方公共団体の会計において、徴収の手続がとられた結果納入される現金を受領すること。[2]納入される物品を収め入れること。

しゅうは【宗派】 寺院を包括する宗教団体。仏教の包括的宗教団体の一つ。宗教法人法の適用を受ける（二[2]）。

じゆう-はつめい【自由発明】 従業者がした発明（従業者発明）のうち、使用者の業務範囲に属さない発明。この発明については、使用者の業務に関係がないので、使用者があらかじめ特許を受ける権利を承継する等の契約を結んでも無効とされる（特許三五②）。

じゅうはん【従犯】 共犯の一形式たる幇助（ほうじょ）犯のこと。刑法は「正犯を幇助した者は、従犯とする」（六二①）と定めている。幇助とは、一般に、実行行為以外の行為をもって正犯の実行行為を容易にする行為をいわれている。物理的な幇助、精神的な幇助を問わず、不作為による幇助も含まれる。その刑は、正犯の刑を減軽する。拘留又は科料のみに処すべき罪の従犯は、特別の規定がなければ罰せられない（六四）。↓事後従犯

じゅうふく-ほけん【重複保険】 ⇒ちょうふくほけん

じゅうぶつ【従物】 独立して物権の客体となる資格を失うことなく、ある物（主物）の経済的効用を果たすため、継続的に役立つものであって、そのある物に附属させられた物（民八七）。家屋に対する畳や建具がその例。主物・従物とも に同一の所有者に属する場合の概念。従物は、独立の物でなければならず、主物の構成部分（例、家屋の戸）である場合には、従物としての地位は成立しない。主物について抵当権を設定すればその効力が従物に及ぶ等、従物は主物の処分に従うのがその法律的効果である。

しゅうへん-じたい【周辺事態】 平成二七年の改正前の「周辺事態に際して我が国の平和及